

# 介護老人福祉施設

## 重要事項説明書

特別養護老人ホーム ときわぎ世田谷

令和6年8月改正

# 介護老人福祉施設重要事項説明書

## 【法人の基本理念】

『ゆとりと安心を笑顔で』を基本理念とし、一人一人の心身の状態やご希望にそって、質の高いサービスを提供して参ります。

## 1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口及び担当者

電話 03-6413-8571

生活相談員 飯塚 徹 佐々木 信弥

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

※ 夜間は、夜勤者が対応いたします。その場で返答できかねる場合は、後日連絡させていただきます。

## 2. 特別養護老人ホーム ときわぎ世田谷の概要

### (1) 施設名称・所在地

事業者番号	1371215730
事業者	特別養護老人ホーム ときわぎ世田谷
所在地	東京都世田谷区下馬 2-3-10

### (2) 施設の職員体制 (特養 90 名・ショートステイ 10 名、計 100 名に対する職員体制)

令和 6 年 4 月 1 日現在

職種	配置基準	現員数	備 考
管理者	1 名	1 名	
医師 (非常勤)	—	3 名	内科・精神科
介護支援専門員	1 名	1 名	
生活相談員	1 名	2 名	
介護職員	34 名	51 名	介護福祉士 46 名
看護職員	3 名	5 名	正看護師 5 名
管理栄養士	1 名	2 名	
機能訓練指導員	1 名	2 名	作業療法士 2 名
事務職員	—	3 名	
調理員	—	5 名	

※当施設は、上記の配置基準数を上回る職員配置で対応しております。

### (3) 設備の概要

定 員	90 名	医務室	1 室
居室	ユニット 1 ユニット 10 名 × 9 生活単位型全室個室 (15.47 m <sup>2</sup> )	機能訓練室	1 室
浴室	個室浴槽と特殊浴槽があります		

全室個室、すべての部屋にお手洗いを設置しております。

居室の指定は、施設で調整させていただきます。なお、入居後に入居者様の身体的・精神的状況や、健康管理上の必要に応じて、当施設で必要があると判断した場合は、居室を変更していただく場合もありますのであらかじめご了承下さい。

### 3. サービス内容

契約書第4条第2項のサービスの提供をします。尚、各サービスの内容は次の通りです。

#### ① 食事サービス

個々の食事形態や生活時間帯に合わせ、2時間の範囲内でご提供させていただきます。食事場所はリビングや居室等、ご希望によりお好きな場所で召し上がっていただきます。

※食事提供時間は以下の通りです。

朝食	午前 8 時 00 分～10 時 00 分
昼食	午後 0 時 00 分～2 時 00 分
夕食	午後 5 時 00 分～7 時 00 分

#### ② 入浴サービス

入居者様の個々の身体状態に応じて個室浴槽と特殊浴槽をご準備しております。

年間を通して週2回の入浴サービスをご提供いたしますが、健康上の理由等により清拭対応等の代替サービスとなる場合がございます。

#### ③ 排泄サービス

入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。オムツは施設のものを使用いたします。

#### ④ 離床・整容・環境整備等のサービス

個々の生活リズムを考え、朝夕の着替え、口腔ケアなど、適切な整容が行えるよう支援いたします。

また、シーツ交換は最低週1回、寝具の消毒は適宜実施いたします。

#### ⑤ 機能訓練

機能訓練指導員による訓練計画に基づき、リハビリ室または、ユニットのリビングや居室で、個人およびグループで機能訓練サービスを提供いたします。

また、ユニットの職員と連携を取りながら、体位交換、施設内移動の付き添い等の生活リハビリを実施いたします。

#### ⑥ 相談および援助

生活相談員が、生活に関する様々な相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

#### ⑦ 健康管理

配置医師による週1回の訪問診療があり、訪問時には状況に応じて診察や処方を行い、施設看護師と共に健康管理に努めます。

※緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。

※入居者が外部の医療機関に通院する場合はご家族対応となります。

※年1回、健康診断を行います。

※下記の医師による診察が施設内で行なわれます。

内科 週1回 岩崎内科クリニック

歯科 週1回 ふじわら歯科

精神科 2週1回 マコトメンタルクリニック

※協力病院 古畠病院・三宿病院

⑧ 社会生活上の便宜

当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜ユニット毎にレクリエーション・行事等を企画いたします。

⑨ 理美容

理美容（有料）を外部業者に委託しております。

注文内容は個別に選択して頂き、ご利用いただけます。

※料金は別紙に定める通りとします。

⑩ 身体の拘束等

契約書第4条第3項に言う身体拘束等、入居者様の行動を制限する行為は行いません。

ただし、緊急やむを得ない場合は、ご家族に相談・ご承諾を得た上で、然るべき対応をさせていただくこともあります。

この場合もその後の状況を月1回以上ご報告し、その後の事についてもご相談させていただきます。

⑪ その他のサービス

入居者様の個々の選択による日常生活にかかる費用等は、7ページに定める通りの実費をお支払いいただきます。

#### 4. サービス担当者会議（ケアカンファレンス）

概ね6ヶ月に1度サービス担当者会議（ケアカンファレンス）を開催いたします。

入居者様が、施設生活を送っていただく中での目標を定めるための会議です。

身元引受人の方の出席をお願いいたします。万一ほかの家族様が出席される場合は、充分にお話し合いをされてから、ご出席下さいますようお願いいたします。

また、ご家族間のご連絡や調整は、身元引受人の方が責任を持って行っていただきますようお願いいたします。

## 5. 利用料金

### (1) 基本料金

- ① 施設利用料（介護施設サービス費）  
 ② 居住費（ユニット個室）  
 ③ 食費

} 下表参照

※行事食等の特別食を提供する場合は、希望を確認の上で実費をいただきます。

また、栄養補助食品の個別希望についても対応しております。

- ④ その他介護給付サービス加算（5ページ参照）

加算の算定については要件が定められているので、当施設では要件を満たしているもののみ算定いたします。加算は職員体制等の関係で随時変更となりますので、ご了承下さい。不明な点は生活相談員にお尋ねください。

《上記①②③を合わせた金額の目安（ひと月30日換算）》

令和6年8月1日現在

介護度	自己負担割合	介護施設サービス費/日 (単位×10.9×30日)	居住費・食費の負担限度額	居住費 (1日分)	食費 (1日分)	月額 (30日換算)
要介護3 (815単位)	1割	888/日 26,651/月 円	第1段階	880 円	300 円	62,051 円
			第2段階	880 円	390 円	64,751 円
			第3段階（1）	1,370 円	650 円	87,251 円
			第3段階（2）	1,370 円	1,360 円	108,551 円
			第4段階	2,900 円	1,445 円	157,001 円
	2割	1,776/日 53,301/月 円		2,900 円	1,445 円	183,651 円
要介護4 (886単位)	1割	965/日 28,973/月 円		2,900 円	1,445 円	210,302 円
			第1段階	880 円	300 円	64,373 円
			第2段階	880 円	390 円	67,073 円
			第3段階（1）	1,370 円	650 円	89,573 円
			第3段階（2）	1,370 円	1,360 円	110,873 円
	2割	1,931/日 57,945/月 円		2,900 円	1,445 円	188,295 円
要介護5 (955単位)	1割	1,040/日 31,229/月 円		2,900 円	1,445 円	217,267 円
			第1段階	880 円	300 円	66,629 円
			第2段階	880 円	390 円	69,329 円
			第3段階（1）	1,370 円	650 円	91,829 円
			第3段階（2）	1,370 円	1,360 円	113,129 円
	2割	2,081/日 62,457/月 円		2,900 円	1,445 円	192,807 円
	3割	3,122/日 93,686/月 円		2,900 円	1,445 円	224,036 円

※上記料金に、『④その他介護給付サービス加算』『(2) その他の料金（6ページ）』『医療費』などを合計した金額が月の支払金額となります。

『④その他介護給付サービス加算』の取得状況については次の5ページでご確認下さい。

『④その他介護給付サービス加算取得(予定)・単位数一覧表』

介護報酬 1 単位当たりの単価 10.90円 { 1 級地 (世田谷区の地域区分) } 令和 6 年 4 月 1 日現在

サービス内容略称	単位数	備考
○ 科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	50 単位/月	入居者毎のADL、栄養、口腔、認知症の状況や心身状況に係る情報に加え、疾病の状況等の情報を厚労省に提出している場合
○ 福祉施設日常生活継続支援加算 (Ⅱ)	46 単位/日	認知症高齢者が一定数以上入所しており、介護福祉士を一定数以上配置している場合
○ 福祉施設看護体制加算 (Ⅰ) □	4 単位/日	常勤の看護師を 1 名以上配置している場合
○ 福祉施設看護体制加算 (Ⅱ) □	8 単位/日	看護職員を基準数以上配置しており、24時間の連携体制を確保している場合
○ 福祉施設夜勤職員配置加算 (Ⅱ) □	18 単位/日	夜勤帯に介護職員・看護職員を基準数以上配置した場合
○ 福祉施設若年性認知症受入加算	120 単位/日	若年性認知症の利用者に対し、介護老人福祉施設サービスを提供した場合
○ 精神科医療養指導加算	5 単位/日	精神科を担当する医師に療養指導が月 2 回以上行なわれている場合
○ 福祉施設栄養ケアマネジメント強化加算	11 単位/日	配置要件を満たし、①低栄養者に対し医師、看護師と共同して週3回以上の食事の観察を実施し、入所者毎の栄養状態、嗜好を踏まえた食事の調整をしている ②入居者毎の情報を厚労省へ提出し継続的、適切な栄養管理を実施している場合
○ 福祉施設個別機能訓練加算 (Ⅰ)	12 単位/日	個別機能訓練を実施した場合
○ 福祉施設個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20 単位/月	個別機能訓練を実施した情報を厚労省へ提出、P D C A サイクル活用している場合
○ 福祉施設個別機能訓練加算 (Ⅲ)	20 単位/月	入居者様の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有した場合
○ 福祉施設看取り介護加算 (Ⅰ)	72 単位/日	看取り介護の体制が出来ていて、死亡日前45日から31日前に加算
○ 福祉施設看取り介護加算 (Ⅰ)	144 単位/日	看取り介護の体制が出来ていて、死亡日前30日から4日前に加算
○ 福祉施設看取り介護加算 (Ⅰ)	680 単位/日	看取り介護の体制が出来ていて、死亡日前々日、前日に加算
○ 福祉施設看取り介護加算 (Ⅰ)	1,280 単位/日	看取り介護の体制が出来ていて、死亡日に加算
○ 協力医療機関連携加算 (Ⅰ)	100 単位/月	入所者が急変した場合等に、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保すること (2025年から50単位/月)
○ 協力医療機関連携加算 (Ⅱ)	5 単位/月	協力医療機関との間で当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催すること
○ 配置医師緊急時対応加算	325 単位/回	配置医師の通常の勤務時間外(早朝・夜間を除く)に施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合
○ 配置医師緊急時対応加算	650 単位/回	早朝(午前6時から午前8時まで)・夜間(午後6時から午後10時まで)の場合
○ 配置医師緊急時対応加算	1,300 単位/回	深夜(午後10時から午前6時)の場合
○ 新興感染症等施設療養費	240 単位/日	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者等に適切な介護サービスを行った場合
○ 福祉施設認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3 単位/日	認知症高齢者が一定数以上入所しており、認知症介護実践リーダー研修終了者を一定数以上配置した場合
○ 福祉施設認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4 単位/日	認知症専門ケア加算 (Ⅰ) の要件を満たし、認知症介護指導者研修終了者を 1 名以上配置した場合
○ 認知症チームケア推進加算 (Ⅰ)	150 単位/月	認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了者を 1 名以上配置し、認知症の行動に対応するチームを配置する
○ 認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)	120 単位/月	認知症介護に係る専門的な研修の修了者を 1 名以上配置し、認知症の行動に対応するチームを配置する
○ 口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	90 単位/月	歯科衛生士による口腔ケアを月 2 回以上実施した場合
○ 口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	110 単位/月	口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他の口腔衛生等の管理適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している
○ 退所時栄養情報連携加算	70 単位/回	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して当該者の栄養管理に関する情報を提供する
○ 生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	100 単位/月	見守り器等のテクノロジーを複数導入し、業務改善の取り組みによる成果が確認された場合
○ 生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10 単位/月	入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に貢献する方策を検討するための委員会の開催
○ 自立支援促進加算	280 単位/月	自立支援に必要な医学的評価を行い、3か月毎に厚生労働省へ支援計画を提出、見直しをしている
○ 安全対策体制加算	20 単位/回	施設内に安全対策部門と担当者を設置し、組織的に安全対策を実施していること
○ 福祉施設療養食加算	6 単位/回	療養食を提供した場合 (1 日 3 回を限度)
○ 福祉施設外泊時費用	246 単位/日	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合 (月 6 回限度)
○ 福祉施設初期加算	30 単位/日	初期加算 (入所日から 30 日以内の期間 30 日以上の入院後の再入所も同様)
○ 介護職員待遇改善加算 (Ⅰ)		全介護保険請求額の 8.3% (令和 6 年 5 月 31 日まで)
○ 介護職員等特定待遇改善加算 (Ⅰ)		全介護保険請求額の 2.7% (令和 6 年 5 月 31 日まで)
○ 介護職員等ベースアップ等支援加算		全介護保険請求額の 1.6% (令和 6 年 5 月 31 日まで)
○ 介護職員等待遇改善加算		全介護保険請求額の 14.0% (令和 6 年 6 月 1 日より)

注: 上記の加算項目に対して、施設の準備が整い次第適用されていく加算があります。また、施設の職員体制や入居者様の状態によって、その都度適用されるものが変化しますのでご了承願います。適用加算項目については請求書をご確認ください。ご不明な点等ございましたら施設相談員までお問い合わせください。

【運営規程内別紙】

## (2) その他の料金

- ① 日常生活用品 実費  
・ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、歯ブラシ等の口腔ケア用品や入れ歯洗浄用品など、入居者様ごとに必要な日常生活用品を施設が代理で購入した場合の費用はご負担いただきます。  
・個人の買い物や特に希望する日用品、趣味活動材料代は別途自己負担となります。
- ② おやつ・飲み物代 100円／日  
・施設で一律に提供する飲食物（緑茶、ほうじ茶等）以外に、入居者様におやつと飲み物を個別に選択していただき、お好きなものを召し上がっていただきます。  
(経口摂取を併用していない胃瘻の方以外)
- ③ 居室電化製品の利用料および電気代 100円／日  
・各居室で利用する電化製品および個別で持込された電化製品の電気使用料となります。
- ④ リースタオル代 800円／月  
・大型のタオルは個別に多くの用途で使用するため、リースタオルを準備させていただいております。  
※リースタオルは衛生管理の行き届いた外部業者のリース商品を使用しております。  
※一般通常入浴用バスタオル(10枚/月)などはリースタオル代に含まれておりません。
- ⑤ クラブ・行事・カフェ等への参加（個別） 実費  
・施設内でのクラブ活動、行事、カフェの利用等、入居者様の希望によって個々に選択していただき、施設が準備する個別の趣味活動として参加していただけます。  
参加に係る材料費等の費用は同意を得た上でご負担いただいております。
- ⑥ 外出・外食時の費用  
・ユニットでの外出行事・外食でかかる費用については、一部自己負担となります。
- ⑦ 個別希望外出・受診時の運転・付き添い介助  
・福祉有償運送事業の規定に基づき、施設車両を使っての入居者の都合による外出、受診については、その運転及び乗車、降車の介助をします。その際にかかる費用は以下のとおりです。（協力病院への受診は無料です）  
区内半径2km以内 : 無料  
区内半径2km以上または区外 : 運転手 1時間 1,100円  
付添人 1時間 2,000円  
・施設全体で企画する行事以外に個別の外出希望がある場合は、費用をご負担いただきます。
- ⑧ 入院中の介護保険外のサービス  
・私物保管料（6日目以降） 1,000円／月  
※1日から15日の間に退居された場合は500円  
・ユニット個室確保料 2,900円／日  
※入院、外泊等により6日を超えて施設を不在にする場合で、不在期間中、その居室を空床利用型短期入所生活介護等として、他の利用者に利用させることができない場合に負担いただきます。

(国の定めにより、入院された日を0日目として起算いたします。)

⑨ その他の自己負担

- ・医療費一部負担金、インフルエンザ予防接種は実費となります。
- ・施設で洗濯できないものは有料クリーニングに出していただきます。

⑩ 費用の減免

生計困難者に対する介護保険利用者負担額軽減措置を現在受けている、その他の条件に該当する方は、その月の上記基本料金①及び②の費用はお申し出により免除を受ける事が出来ます。

※ただし生活保護により特別日用品を受けている方は除きます。

(3) 居住費及び食費の減額措置

所得に応じた減額措置その他、自己負担に関する制度については法令の定めるところによります。

(4) 支払方法

お支払い方法は、口座自動振替とさせていただきます。

## 6. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

- ・面会 ・・・ 面会時間は9時から20時までとさせていただきます。
- ・外出、外泊 ・・・ 事前にご相談をお願いいたします。
- ・喫煙、飲酒 ・・・ 飲酒は事前にご相談下さい。喫煙に関しては施設内禁煙となります。
- ・金銭、貴重品の管理 ・・・ ご希望の方は、預金通帳・印鑑を施設で責任を持って預かり、保管いたします。ご自分のお手元のお金は、ご本人が責任を持って管理をお願いいたします。
- ・所持品、食品の持ち込み ・・・ 家具類は新品のもの以外は必ず消毒をお願いいたします。  
また、衣類は洗濯の上、お持ちください。  
加湿器は、メンテナンスを家族様でお願いしております。  
劣化等による故障の責任は負いかねます事、ご理解をお願い致します。テレビはデジタル放送対応のものでお願いいたします。  
なお、餅、飴玉（キャラメルを含む）は喉を詰まらせる危険がございますので、ご遠慮お願いいたします。  
その他、不明点は相談員までお問い合わせ下さい。
- ・施設外での受診 ・・・ 協力医療機関への通院は施設で行ないますが、他病院への通院は原則的に家族様のご対応をお願いいたします。
- ・宗教活動 ・・・ 施設内での他の入居者様への宗教活動はご遠慮お願いいたします。
- ・ペット ・・・ ご遠慮お願いいたします。

・退居について

・・・胃瘻等といった重度の医療対応が必要な場合で、当施設における看護サービスの限界を超えるときは、当施設を退居していくだく場合がございます。退去後の生活の場の確保は施設が対応いたします。

詳細は契約書第8条（契約の終了）および第10条（退所時の援助）をご確認ください。

## 7. 緊急時の対応方法

入居者様に容態の急変・事故等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、あらかじめ定められた下記のご家族に速やかに連絡いたします。また、入院後は、担当医師の指示によりご対応をお願いいたします。

※ 緊急連絡先

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

## 8. 非常災害対策

・防災時の対応・・・職員・消防団により避難・初期対応の後、消防隊へ通報、別に定める消防計画により対応いたします。非常災害時は、通常の職員体制を組むことに困難が生じると判断した場合、出勤可能な職員で、最低限の支援対応を行う場合があります。原則本人または家族の同意を得て対応させていただきますが、緊急の場合は事後承諾とさせていただきます。

・防災設備 ・・・非常通報装置、消防署へのホットライン、スプリンクラー設備、室内消火器等

・防災訓練 ・・・毎月1回避難訓練等実施

・防火責任者 ・・・飯塚 徹

・入居者における事故等の安全対策担当者・・・高畠 健一

## 9. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用相談・苦情担当

苦情解決委員会受付窓口・担当 佐々木 信弥  
第三者委員 嶋尾 武巳（学識経験者） 電話番号 046-828-2699

② その他の苦情相談窓口

世田谷総合支所 保健福祉課 地域支援担当 電話番号 03-5432-2850  
世田谷区社会福祉協議会 電話番号 03-5429-2200

◇東京都国民健康保険団体連合会

- ・事業者や区市町村で取り扱うことが困難な場合
  - ・事業者所在地と利用者の居住地の区市町村が異なり、広域に影響が及ぶ可能性がある場合
  - ・苦情申立人が、国保連合会での苦情申し立てを特に希望される場合
- 東京都千代田区飯田橋3丁目5-1 東京区政会館10階  
電話 03-6238-0177

## 10. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	令和 6 年 1 月 8 日
		評価機関名称	株式会社 ケアシステムズ
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

## 11. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 常盤会  
 代表者役職・氏名 理事長 丹下光  
 本部所在地 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎 922 番地 1  
 本部電話番号 042-557-8886

## 定款の目的に定めた事業

## 1、第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホーム みづほ園  
 (ロ) 特別養護老人ホーム ときわぎ国領

## 2、第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービスセンター (高齢者在宅サービスセンターみづほ)  
 (ロ) 老人短期入所事業 (みづほ園)  
 (ハ) 老人居宅介護等事業 (高齢者在宅サービスセンターみづほ)  
 (ニ) 障害福祉サービス事業  
 (居宅介護・重度訪問介護・高齢者在宅サービスセンターみづほ)  
 (ホ) 保育所ときわぎ国領保育園  
 (ヘ) 老人短期入所事業 (ときわぎ国領)  
 (ト) 老人デイサービスセンターときわぎ国領  
 (チ) 老人居宅介護等事業 (居宅介護・訪問介護ときわぎ国領)

## 施設・拠点等

- 1 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム みづほ園)
- 2 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホームときわぎ国領)
- 3 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホームときわぎ世田谷)
- 4 併設型短期入所生活介護事業 (みづほ園)
- 5 併設型短期入所生活介護事業 (ときわぎ国領)
- 6 併設型短期入所生活介護事業 (ときわぎ世田谷)
- 7 指定通所介護事業(高齢者在宅サービスセンターみづほ)
- 8 指定通所介護事業(老人デイサービスセンターときわぎ国領)
- 9 指定訪問介護事業センターみづほ
- 10 指定訪問介護事業ときわぎ国領
- 11 指定居宅介護支援事業者センターみづほ
- 12 指定居宅介護支援事業者ときわぎ国領
- 13 地域包括支援センターみづほ
- 14 地域包括支援センターときわぎ国領
- 15 許可保育所ときわぎ国領保育園

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、入居者様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都世田谷区下馬 2-3-10  
名 称 特別養護老人ホーム ときわぎ世田谷  
施設長 小山内 健一 印

説明者 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け同意します。

入居者様

住所

氏名

印

家族等・身元引受人

住所

氏名

印